

2019 年度「小林輝之助記念奨学金」応募要領

故小林輝之助氏(昭和 15 年東京商科大学専門部卒)のご令室からの寄付に基づき、学業等に優れ、かつ経済的理由による修学困難な者に対し、奨学援助を行うことを目的として、平成 24 年度より「小林輝之助記念奨学金」制度が設けられました。

対象

学業、人物ともに優秀であり経済的理由により修学が困難な日本国籍を有する学部学生を対象とします。ただし、他の民間奨学団体等の給付型奨学金を受給している学生は対象としません。

給付額

月額5万円を標準修業年限終了まで支給します。(返還を要しない「給付型」です。)ただし、次年度以降は生活状況報告書と学業成績により、継続審査を行います。(自動継続ではありません)

採用人数

4名

申請手続

申請希望者は「学内選考用奨学金申請書」に必要書類を添付の上、4月15日(月)17:15までに学生支援課に提出してください。なお、収入に関する証明書類はコピーでも構いません。

採用時期

5 月中～下旬に採用者に連絡します。なお、採用者以外の者には特に連絡しません。

選考方法

「一橋大学学部奨学生推薦要項」等に基づき、所定の審査を経た上で学生委員会にて選考を行います。

採用手続

採用者は、採用後速やかに振込口座届出等所定の手続きをする必要があります。

交付

所定の手続きが完了した後、届出のあった口座に振込みます。また採用決定後、指定した期間内に所定の手続きをしない場合は、辞退したものととして奨学金の給付を取り消すことがあります。

廃止等

奨学生が休学した場合は奨学金を停止します。また、奨学生が次のいずれかに該当すると学生委員会委員長が認めたときは、奨学金の給付を廃止します。

- ア 退学または除籍となったとき
- イ 疾病などのため学業の見込がないと認められるとき
- ウ 学業成績(留年や前年度の GPA が所属学部の学年平均未満の場合)または素行が不良となったとき
- エ 停学、その他の処分を受けたとき
- オ その他、奨学生として適当でないと認められるとき

報告

奨学生は、毎年度奨学金受給終了後速やかに生活状況報告書を提出する必要があります。

【注意】他の民間奨学団体等の給付型奨学金も申請できますが、併給はできません。日本学生支援機構奨学金、他の貸与型奨学金との併給は可能です。

【本奨学金に関する問い合わせ先】

学生支援課奨学事業係(西キャンパス本館1階)

TEL : 042-580-8139